

議案第 9 号

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 3 項中「地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に改める。

別表し尿の項取扱区分の欄中「。以下「法」という。」を削る。

(瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 新旧対照表

新			旧		
目次 略			目次 略		
第1章から第7章 略			第1章から第7章 略		
第8章 廃棄物処理手数料 (廃棄物処理手数料)			第8章 廃棄物処理手数料 (廃棄物処理手数料)		
第43条 略			第43条 略		
2 略			2 略		
3 町長は、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項</u> の規定により廃棄物処理手数料の収納を委託することができる。			3 町長は、 <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項</u> の規定により廃棄物処理手数料の収納を委託することができる。		
第44条から第45条 略			第44条から第45条 略		
第9章から第12章 略			第9章から第12章 略		
別表(第43条関係)			別表(第43条関係)		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
略	略	略	略	略	略
し尿	略	略	し尿	略	略
	(3) 下水道法(昭和33年法律第79号_____ )第2条第8号に規定する処理区域であって、同法第9条に基づき公示され、下水の処理を開始すべき日から3年を経過した建物に居住している一般世帯	1人1月につき 500円		(3) 下水道法(昭和33年法律第79号。 <u>以下「法」という。</u> )第2条第8号に規定する処理区域であって、同法第9条に基づき公示され、下水の処理を開始すべき日から3年を経過した建物に居住している一般世帯	1人1月につき 500円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2条による改正

瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第5条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p> <p>第7条から第9条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第5条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p> <p>第7条から第9条 略</p>